

## 2023（令和5）年度 宗務員講習会開催要項

目的：講習会は、宗務員規程第2章の規定によるサービスを遵守し、宗務職員としての自覚を確立するため開催されるものである。

### 1. 【基本講習会】

- (1) 講習内容
- I. 『宗務員の心得』・『宗門法規の基礎』  
『御同朋の社会をめざす運動(実践運動)の理念』  
『会計事務の原則』・『宗教関係法令』
  - II. 『勤式作法』
- (2) 実施期日
- I. 2023(令和5)年 8月25日(金)・28日(月)・29日(火)
  - II. 2023(令和5)年 8月18日(金)・21日(月)・22日(火)
- (3) 講習会場
- I. 伝道本部2階 研修室
  - II. 勤式指導所
  - III. 各教区教務所・沖縄県宗務事務所・築地本願寺・各直属寺院
- (4) 対象者
- (1)宗務所員・寺務所員等  
自己完遂クラス・補助育成クラス・補助育成クラス(新人)
  - (2)地方宗務機関職員
    - ①築地本願寺、教務所、沖縄県宗務事務所職員  
自己完遂クラス・補助育成クラス・補助育成クラス(新人)
    - ②直属寺院一般職員  
入所期間が8年未満の一般職員
- (5) 受講方法
- ①受講対象者は、基本講習会Ⅰ・Ⅱのうち、これまでに未受講の科目を優先に、何れかひとつを選択の上、所定の手続き方法をもって受講しなければならない。
  - ②事務員資格の未合格者は上記講習会Ⅰを、法務員資格の未合格者(教師資格保有者)は上記講習会Ⅱを選択し、全ての科目を受講しなければならない。
  - ③講習会を受講した者は、レポート提出若しくは試験をもって講習会修了とみなす。
- (6) 受講手続
- 基本講習会の受講を願い出る者は、上長宗務員の許可を得て、宗務所員・寺務所員は講習会受講計画書、地方宗務機関職員は所定の受講願書を受講日の5日前までに、所務部(人事担当)宛提出するものとする。

以上